

当院は一部の薬剤について 「一般名処方」に対応しています。

「一般名処方」とは？

- ①処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて記載されます。

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方せんでは、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。